

天草

市政だより

平成26年

8/1
No.200

お知らせ版

日本の宝島
“天草”の創造を日ざして！

編集・発行／熊本県天草市役所
総務部秘書課広報広聴係
〒863-8631 天草市東浜町8番1号
TEL 0969-23-1111内線1208
FAX 0969-22-7016
ホームページアドレス
<http://www.city.amakusa.kumamoto.jp/>

問い合わせ先

本庁

天草市役所・市庁舎別館 ☎②31111

支所 牛深 ☎⑦32111

有明 ☎⑤31111・御所浦 ☎⑥72111

倉岳 ☎④3111・栖本 ☎⑥63111

新和 ☎④62111・五和 ☎③21111

天草 ☎④21111・河浦 ☎⑦61111

児童扶養手当の現況届のお知らせ

児童扶養手当を受給している人は、8月中に現況届の提出が必要です（7月下旬に通知を発送しています）。必ず指定の受付窓口で手続きをすませてください。

～児童扶養手当とは～

18歳（18歳到達年度の末日）までの児童、または20歳未満で一定程度の障がいがある児童を監護している受給資格者（父、母、または養育者）に対して、要件を満たしている場合に支給します。手当を受給するためには、申請手続きが必要です。

ただし、受給資格者または児童が公的年金や遺族補償を受けることができるとき、または児童が公的年金の子の加算対象になっているときは、児童扶養手当の支給対象にはなりません。



☎本庁・子育て支援課／各支所担当課

支給要件

- ①父母が婚姻を解消した児童（事実婚も含む）
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母が一定程度の障がいの状態にある児童
- ④父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤父または母が引き続き1年以上遺棄している児童
- ⑥父または母が配偶者からの暴力の防止や被害者の保護に関する法律第10条第1項の規定による命令を受けた児童
- ⑦父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑧母が婚姻によらないで懐胎^{かいたい}した児童
- ⑨⑧に該当するか明らかでない児童

水道の給水が困難な地域の水道施設設備の補助を改正しました

▶対象＝近隣世帯と共同して設置することが困難な場合などは、1世帯でも可（これまでは、2世帯以上）。

▶補助率・限度額＝新たに井戸を掘削するなどの新設工事については、事業費の50%以内で1世帯あたり100万円が限度。

※改修・増設の場合は従来どおりの補助率・

限度額（事業費の30%以内で1世帯あたり10万円が限度）です。

※給水区域内でも、本管からの距離が遠い場合などは該当する場合がありますので、事前にご相談ください。

※工事を行う前に申請が必要です。申請方法などの詳細は、お尋ねください。

☎補助金…本庁・市民環境課／給水区域…本庁・水道課（本渡浄化センター内）